

平成十六年政令第百十六号

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく私立学校教職員共済法の年金の額の改定に関する政令

内閣は、平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成十六年法律第二十三号）第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十六年四月から平成十七年三月までの月の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付については、同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

第七十八条第二十三万四千二百二十八千六百	百円	円
第八十二条第一	七万七千七百	七万六千二百
項後段	百円	円
第八十二条第三	六十万三千二	五十九万六千
項第一号	四百二十七万	四百二十二万五千
第八十二条第三	六千六百	三千
項第二号	二百六十四万	二百六十九千七
第八十二条第三	千四百	百円
項第三号	二百三十八万	二百三十六万二千
第八十三条第三	九千九百	百円
項	二十三万四千	二十二万八千六百
第八十九条第三	百六十九千	百五万六千三百
項	円	円
第九十条	六十万三千二	五十九万六千
百円	百円	円
附則第十二条の乗じて得た金額に	乗じて得た金額に	乗じて得た金額に
四の二第二項第	額	額
一号	〇・九八八を乗じ	て得た金額

附則
この政令は、平成十六年四月一日から施行する。